

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		令和6年9月24日					
京都市上京区下立売通油小路西入東橋詰町178		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）					
		日本赤十字社京都府支部 支部長 西脇 隆俊					
		電話番号： 075 - 541 - 9326					
主たる業種	一般病院	細分類番号	8 3 1 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	京都市内の赤十字関連施設が一体となり、省エネ活動を展開し、温室効果ガス排出量3%削減を目標に行動する。						
計画を推進するための体制	令和2年度から令和5年度を基準年度とし、省エネルギー化の促進に向け、職員へ啓発等の取り組みを行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	12,876.1 トン	12,888.7 トン	12,667.0 トン	12,451.8 トン	-1.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	13,294.5 トン	12,888.7 トン	12,667.0 トン	12,451.8 トン	-4.7 パーセント	
目標の根拠	施設における設備の適正管理等を見直し、排出量-3%以上の削減を図る。(運転時間・温度等)						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	医療施設	事業活動に伴う排出の量 (延床面積/100)	10.05	10.06	9.88	9.72	-1.63 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	設備の適正管理を行い、温室効果ガス排出量を削減する。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	12 パーセント	25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	<京一>周産期センターの一部を用途変更に伴う改修工事により、設備一式更新予定。(A棟6階) <京二>照明設備を高効率型及びLED等へ更新する。 <舞鶴>令和4年度までに更新を行った空調について、デマンドの制御や運転時間、運転温度の設定の見直し、ボイラー放熱ロス対策の実施。					
	令和6年度	<京一>ICUからOP室への変更に伴う改修工事により、設備一式更新予定。(A棟2階) <京二>空調熱源機を一部更新する。 <舞鶴>空調の適切な運転					
	令和7年度	<京一>病室外調機及び排気ファン更新予定。(A棟・B棟) <京二>冷専チラーを一部更新する。 <舞鶴>空調の適切な運転。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自家用車による通勤の禁止					
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関の利用により、個人単位でのCO2排出量を削減できるため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都市内赤十字各施設が一体となり排出量削減に取り組む						
特記事項	住所の変更 京都市東山区三十三間堂廻り町644 → 京都市上京区下立売通油小路西入東橋詰町178						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

- 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。